No.201

2010.10.19 発行

# 週刊 企業経営ウェブマガジン

発行
株式会社　常陽経営コンサルタンツ

## 1 ネットジャーナル 要旨

Weeklyエコノミスト・レター　2010年10月15日号
中期経済見通し～迫られる単独生き残りか統合の選択

経済・金融フラッシュ　2010年10月18日号
9月マネー統計：投資信託がついに前年比減少へ

## 2 経営 TOPICS 抜粋

統計調査資料
景気動向指数（平成 22 年8月分速報）

## 3 経営情報レポート 要約版

すぐに始められる経営改善策
社会保険料のコスト削減対応法

## 4 経営データベース

ジャンル：資金繰り　サブジャンル：資金繰りチェックポイント
資金繰り改善のポイント
資金調達先の種類とポイント

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。日本ビズアップ株式会社

ネットジャーナル
「Weekly
エコノミスト・レター」
要 旨

ニッセイ基礎研究所
2010年10月15日号

# 中期経済見通し
## ～迫られる単独生き残りか統合の選択

### 要　旨

＜日本の 10 年間の平均成長率は 1.5%＞

**1** 世界経済は、各国の金融緩和と財政政策による景気刺激によって、リーマンショックによる落込みから予想以上の改善を見せた。しかし、この結果主要国の財政赤字が拡大し、政府債務の累積がおこっている。財政政策による追加的な景気刺激は次第に困難になり、異例の財政・金融政策からの出口を急ぎ過ぎると、経済が悪化する危険が高まる。

**2** 今回の金融危機を通じて、新興国の経済的な存在感が急速に高まった。2020 年頃には中国の経済規模は米国に迫る水準となる一方で、日本経済の存在感低下は避けられない。日本は、単独の経済として生き残るのか、欧州のような経済統合の道を探るのかの選択を迫られることになるだろう。

**3** 2020 年度までの 10 年間の日本の平均成長率は実質 1.5%と予想される。高齢化で増加する財政需要をまかなうために消費税率の引き上げは避けられない。2015 年度と 2018 年度に消費税率が引き上げられると想定したが、税率を 10%に引き上げても金利上昇による利払い費の増加から、財政赤字の大幅な縮小は難しいだろう。

実質GDP成長率の推移

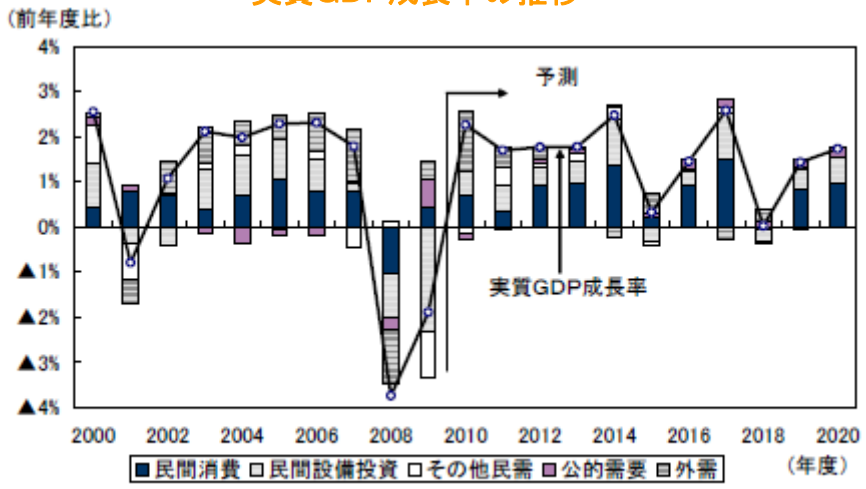


（資料）内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「ネットジャーナル」よりご確認ください。

ニッセイ基礎研究所
2010年10月18日号

# 9月マネー統計：
## 投資信託がついに前年比減少へ

## 要　旨

### 1 貸出動向： 政策の下支えがあっても減少が続く

日銀が発表した貸出・資金吸収動向等によると、９月の銀行総貸出（平残）の前年比伸び率は▲1.8%と、10ヶ月連続の前年割れとなった。前月の同▲2.0%からはやや改善したが、ここ数ヶ月は▲２%前後での推移が続いている。地銀（第２ 地銀含む）は引き続き若干増加（前年比0.4%増）したが、都銀等（同▲3.9%）では大幅なマイナスが継続している。

政府・日銀はこれまで、資金繰り支援や資金需要創出のため、各種の政策を導入してきた。具体的には、「中小企業金融円滑化法」（6月末時点累計利用額約14兆円）、「景気対応緊急保証制度」（10月14日時点累計保証額約23兆円）、「成長基盤強化を支援するための資金供給」（第一回供給額4625億円）などだ。すなわち、現在の貸出残高はこれら政策で下支えされている面があり、これらを除いたベースではさらに深刻な状況となる。

■貸出動向

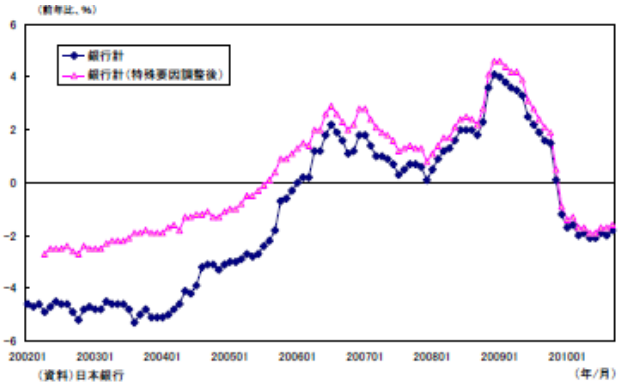


### 2 マネタリーベース：日銀は介入資金を放置

日銀による資金供給量を示す９月のマネタリーベースは前年同月比 5.8%増と、７月の6.1%増以来の高い水準となった。前年比プラスは25ヶ月連続。日銀が緩和姿勢を示す目的で為替介入に伴う資金供給を放置したこともあり、日銀当座預金残高が同38.4%増（前月は32.7%増）と高い伸びを示した。

日銀は10月５日の臨時決定会合で実質ゼロ金利の導入と資産の買い入れを含む追加緩和を決定した。10月以降はこの緩和効果が現れてくることもあり、マネタリーベース残高は引き続き高い水準で推移していくと見られる。

### 3 マネーストック： 投資信託がついに前年比減少へ

通貨供給量の代表的指標である９月の M2（現金、国内銀行などの預金）平均残高は前年同月比2.8%増（前月も同じ）、M3（M2にゆうちょ銀など全預金取扱金融機関の預貯金を含む）は同2.1%増（前月も同じ）とそれぞれ増加した。引き続き定期預金など準通貨の伸び率が低下する一方、預金通貨（普通預金など）やCD（譲渡性預金）といった流動性の高い資産の伸び率が高まっている。

# 景気動向指数

## 平成22年8月分速報

## 1　概 要

### 1　８月のＣＩ（速報値・平成 17 年=100）は、先行指数：99.1、一致指数：103.5、遅行指数：87.8 となった。（注）

先行指数は、前月と比較して 0.9 ポイント下降し、２ヶ月連続の下降となった。３ヶ月後方移動平均は 0.17 ポイント下降し、３ヶ月連続の下降、７ヶ月後方移動平均は 0.33 ポイント上昇し、14 ヶ月連続の上昇となった。

一致指数は、前月と比較して 0.5 ポイント上昇し、17 ヶ月連続の上昇となった。３ヶ月後方移動平均は 0.50 ポイント上昇し、16 ヶ月連続の上昇、７ヶ月後方移動平均は 0.62 ポイント上昇し、13 ヶ月連続の上昇となった。

遅行指数は、前月と比較して 0.4 ポイント上昇し、４ヶ月連続の上昇となった。３ヶ月後方移動平均は 1.04 ポイント上昇し、２ヶ月連続の上昇、７ヶ月後方移動平均は 0.54 ポイント上昇し、８ヶ月連続の上昇となった。

### 2　一致指数の基調判断

景気動向指数（ＣＩ一致指数）は、改善を示している。

### 3　一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度は以下の通り。

| 寄与度がプラスの系列 | 寄与度 | 寄与度がマイナスの系列 | 寄与度 |
|---|---|---|---|
| C3:大口電力使用量 | 0.32 | C2:鉱工業生産財出荷指数 | −0.10 |
| C11:有効求人倍率(除学卒) | 0.17 | C1:生産指数(鉱工業) | −0.04 |
| C8:商業販売額(卸売業)(前年同月比) | 0.07 | C6:投資財出荷指数(除輸送機械) | −0.00 |
| C7:商業販売額(小売業)(前年同月比) | 0.05 | | |
| C10:中小企業売上高(製造業) | 0.03 | | |
| C5:所定外労働時間指数(製造業) | 0.01 | | |
| C9:営業利益(全産業) | 0.03 | | |
| C4:稼働率指数(製造業) | 0.00 | | |

「C4 稼働率指数」と「C9 営業利益」は現時点では未公表であるため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。なお、各個別系列のウェイトは均等である。

# 1 CI先行指数の動向

## 1 先行指数の推移

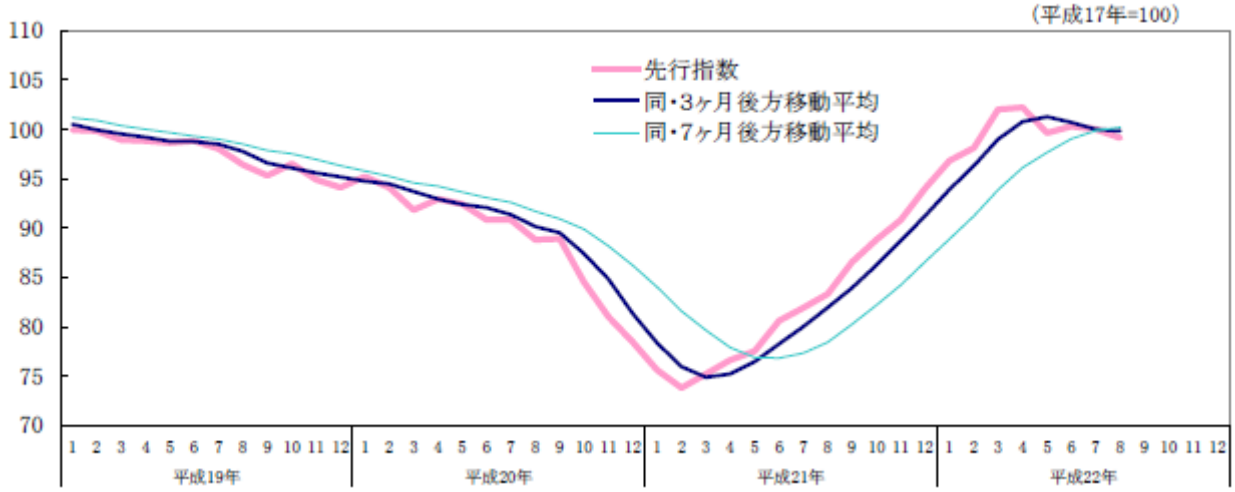


## 2 先行指数採用系列の寄与度

| | | 平成22年(2010) 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| CI先行指数 | | 102.0 | 102.2 | 99.6 | 100.3 | 100.0 | 99.1 |
| | 前月差(ポイント) | 3.9 | 0.2 | -2.6 | 0.7 | -0.3 | -0.9 |
| L1　最終需要財在庫率指数 | 前月差 | -4.2 | -0.9 | 7.1 | -3.5 | -1.8 | -1.6 |
| | 寄与度(逆サイクル) | 0.43 | 0.10 | -0.60 | 0.36 | 0.20 | 0.19 |
| L2　鉱工業生産財在庫率指数 | 前月差 | -6.7 | 2.1 | 4.8 | -0.4 | 3.7 | 1.3 |
| | 寄与度(逆サイクル) | 0.59 | -0.29 | -0.61 | 0.05 | -0.53 | -0.20 |
| L3　新規求人数(除学卒) | 前月比伸び率(%) | 5.6 | 0.9 | -1.3 | 5.8 | -1.7 | 2.5 |
| | 寄与度 | 0.64 | 0.15 | -0.09 | 0.65 | -0.15 | 0.37 |
| L4　実質機械受注(船舶・電力を除く民需) | 前月比伸び率(%) | 5.8 | 4.1 | -9.1 | 1.6 | 9.0 | |
| | 寄与度 | 0.21 | 0.15 | -0.31 | 0.07 | 0.33 | |
| L5　新設住宅着工床面積 | 前月比伸び率(%) | 6.1 | -4.9 | -5.2 | 3.1 | 0.8 | 6.0 |
| | 寄与度 | 0.35 | -0.30 | -0.31 | 0.19 | 0.07 | 0.42 |
| L6　耐久消費財出荷指数（前年同月比） | 前月差 | 1.6 | -7.4 | -20.8 | -2.3 | -1.7 | 5.3 |
| | 寄与度 | 0.04 | -0.40 | -0.64 | -0.13 | -0.12 | 0.28 |
| L7　消費者態度指数 | 前月差 | 1.0 | 1.1 | 0.6 | 0.9 | -0.2 | -0.9 |
| | 寄与度 | 0.36 | 0.40 | 0.23 | 0.32 | -0.04 | -0.31 |
| L8　日経商品指数(42種総合)（前年同月比） | 前月差 | 3.4 | 1.4 | -1.2 | -3.8 | -1.4 | -3.1 |
| | 寄与度 | 0.54 | 0.21 | -0.23 | -0.63 | -0.27 | -0.62 |
| L9　長短金利差 | 前月差 | 0.11 | -0.09 | -0.01 | -0.16 | -0.02 | -0.07 |
| | 寄与度 | 0.15 | -0.11 | -0.01 | -0.20 | -0.02 | -0.09 |
| L10　東証株価指数（前年同月比） | 前月差 | 6.3 | -5.3 | -15.8 | -8.0 | -1.1 | -6.9 |
| | 寄与度 | 0.24 | -0.24 | -0.61 | -0.32 | -0.04 | -0.32 |
| L11　投資環境指数(製造業) | 前月差 | 0.01 | 0.38 | 0.27 | 0.43 | | |
| | 寄与度 | 0.01 | 0.35 | 0.24 | 0.38 | | |
| L12　中小企業売上げ見通しD.I. | 前月差 | 3.8 | 1.0 | 3.5 | -1.6 | 1.1 | -8.9 |
| | 寄与度 | 0.27 | 0.08 | 0.25 | -0.10 | 0.09 | -0.69 |
| 一致指数トレンド成分 | | | | | | | |
| | 寄与度 | 0.09 | 0.10 | 0.11 | 0.10 | 0.12 | 0.11 |
| 3ヶ月後方移動平均 | | 99.0 | 100.8 | 101.3 | 100.7 | 100.0 | 99.8 |
| | 前月差(ポイント) | 2.67 | 1.80 | 0.50 | -0.57 | -0.73 | -0.17 |
| 7ヶ月後方移動平均 | | 93.9 | 96.1 | 97.6 | 99.0 | 99.9 | 100.2 |
| | 前月差(ポイント) | 2.67 | 2.24 | 1.54 | 1.36 | 0.86 | 0.33 |

（注）逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1　最終需要財在庫率指数」及び「L2　鉱工業生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、ＣＩ先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる

## 2 CI一致指数の動向

### 1 一致指数の推移

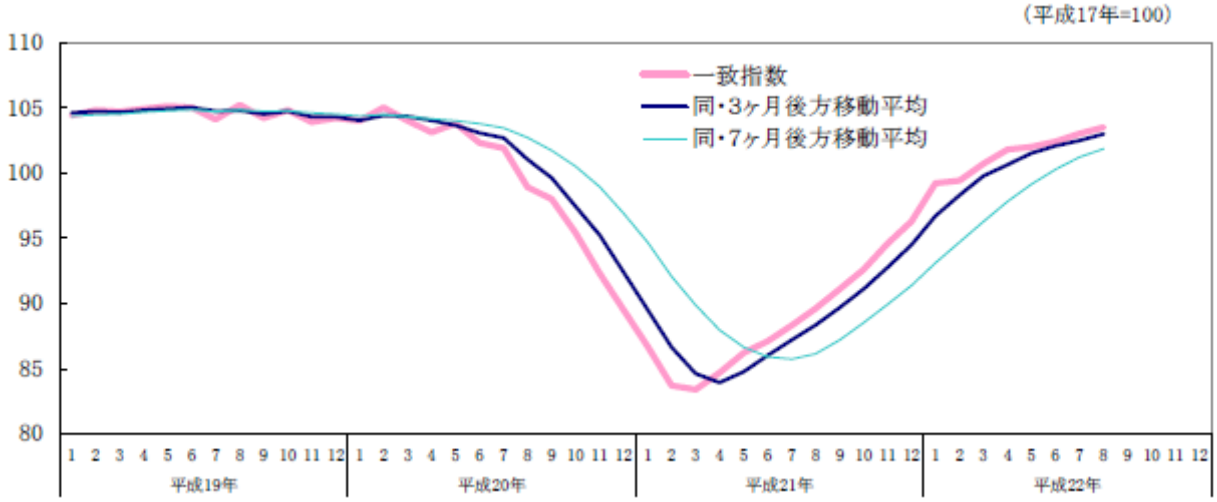


### 2 一致指数採用系列の寄与度

| | | 平成22年(2010) 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| CI一致指数 | | 100.7 | 101.8 | 102.0 | 102.4 | 103.0 | 103.5 |
| | 前月差(ポイント) | 1.3 | 1.1 | 0.2 | 0.4 | 0.6 | 0.5 |
| C1 生産指数(鉱工業) | 前月比伸び率(%) | 1.2 | 1.3 | 0.1 | -1.1 | -0.2 | -0.3 |
| | 寄与度 | 0.11 | 0.12 | 0.01 | -0.12 | -0.03 | -0.04 |
| C2 鉱工業生産財出荷指数 | 前月比伸び率(%) | 2.0 | 0.1 | 0.1 | -2.7 | -0.7 | -0.7 |
| | 寄与度 | 0.20 | 0.01 | 0.01 | -0.29 | -0.09 | -0.10 |
| C3 大口電力使用量 | 前月比伸び率(%) | 1.2 | 1.1 | 0.0 | 0.8 | 0.8 | 1.6 |
| | 寄与度 | 0.18 | 0.16 | -0.01 | 0.13 | 0.13 | 0.32 |
| C4 稼働率指数(製造業) | 前月差 | 0.5 | 0.0 | 0.7 | -1.9 | -0.3 | |
| | 寄与度 | 0.05 | -0.00 | 0.07 | -0.19 | -0.03 | 0.00 |
| C5 所定外労働時間指数(製造業) | 前月比伸び率(%) | 2.2 | -0.3 | 0.1 | 0.2 | 0.9 | 0.1 |
| | 寄与度 | 0.20 | -0.03 | 0.01 | 0.02 | 0.09 | 0.01 |
| C6 投資財出荷指数(除輸送機械) | 前月比伸び率(%) | -1.3 | 4.0 | -2.2 | 3.4 | -0.5 | 0.0 |
| | 寄与度 | -0.09 | 0.27 | -0.16 | 0.23 | -0.04 | -0.00 |
| C7 商業販売額(小売業)(前年同月比) | 前月差 | 0.5 | 0.2 | -2.0 | 0.4 | 0.5 | 0.5 |
| | 寄与度 | 0.04 | 0.01 | -0.14 | 0.03 | 0.04 | 0.05 |
| C8 商業販売額(卸売業)(前年同月比) | 前月差 | 4.2 | 1.6 | -2.4 | -0.1 | -0.7 | 1.2 |
| | 寄与度 | 0.21 | 0.08 | -0.12 | -0.00 | -0.04 | 0.07 |
| C9 営業利益(全産業) | 前月比伸び率(%) | 0.0 | 8.9 | 8.2 | 7.6 | | |
| | 寄与度 | 0.00 | 0.33 | 0.34 | 0.34 | 0.03 | 0.03 |
| C10 中小企業売上高(製造業) | 前月比伸び率(%) | 1.8 | 1.3 | 0.4 | 0.0 | 8.2 | 0.3 |
| | 寄与度 | 0.18 | 0.13 | 0.04 | -0.00 | 0.36 | 0.03 |
| C11 有効求人倍率(除学卒) | 前月差 | 0.02 | -0.01 | 0.02 | 0.02 | 0.01 | 0.01 |
| | 寄与度 | 0.23 | -0.03 | 0.23 | 0.23 | 0.16 | 0.17 |
| 3ヶ月後方移動平均 | | 99.8 | 100.6 | 101.5 | 102.1 | 102.5 | 103.0 |
| | 前月差(ポイント) | 1.47 | 0.86 | 0.87 | 0.57 | 0.40 | 0.50 |
| 7ヶ月後方移動平均 | | 96.3 | 97.8 | 99.1 | 100.3 | 101.2 | 101.8 |
| | 前月差(ポイント) | 1.58 | 1.53 | 1.34 | 1.12 | 0.95 | 0.62 |

（注）ＣＩはトレンド（長期的趨勢）と、トレンド周りの変化を合成し作成されるが、トレンドの計算に当たっては、現時点で未発表の系列（前月比伸び率（%）又は前月差が未記入である系列）についても、過去のデータから算出（60ヶ月から欠落月数を引いた後方移動刈り込み平均）した長期的傾向（トレンド成分）を使用している（詳しくは 14 頁参照）。そのため、現時点で未発表の系列にもトレンドによる寄与度を表示している。

「景気動向指数(平成 22 年 8 月分速報)」の全文は、当事務所のホームページの「経営 TOPICS」よりご確認ください。

ジャンル： 労務

## すぐに始められる経営改善策

# 社会保険料のコスト削減対応法

## ポイント

1. 健康保険料・厚生年金保険料の節税対策
2. 労働者災害補償保険料の節税対策
3. 雇用保険料節税対策とその他の節税ケース
4. 法人会社の設立による社会保険料節税

# 1 健康保険料・厚生年金保険料の節税対策

## ■ はじめに

厳しい状況が続く日本経済ですが、企業は少しでも売上を出すために日々努力を続けています。その中でも重要となるのが「いかに経営コストを削減するか」ということです。

税金については、税務対策を考え実行している企業も多いのですが、社会保険関係に対しては何の対策もしていない企業がほとんどです。社会保険料といっても、実態は税金とほとんど変わりがありません。

税金と福利厚生費を実際にどの程度支払っているかを算出し、必要経費を少しでも削減し、無駄な経費を省き、税金対策そして社会保険料対策をすることこそがリストラの第一歩であると同時に、健全な企業経営を目指すことが可能になります。

本書では、社会保険料の節税について、法律に適合させた上で少しでも有利になるような対策をご紹介しています。社会保険料対策を中心に述べているため、税法や他の法律にも留意して実行する必要があります。

社会保険料を安く抑えることは、会社にとって非常にメリットがあるばかりでなく、従業員にとっても個人負担分が少なくなり、手取り給与が増えることになります。

ぜひご参考にしていただきたいと思います。

## ■ 1｜従業員にかかる保険料の節税

### (1)入社日は月初、退職日は月末の前日にする

健康保険・厚生年金保険の適用事業所に入社して被保険者になると、そこから保険料徴収が始まります。徴収が終了するのは「被保険者資格を喪失した日の属している月の前月まで」と規定されています。この場合、被保険者資格を喪失した日は、退職日及び死亡日の「翌日」となります。

■例 1

平成 21 年 3 月 26 日入社　⇒　平成 21 年 6 月 30 日退社（Ａさん）

| | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 徴収月数 | 在籍期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 健康保険・厚生年金保険料徴収月数 | 徴収あり | 徴収あり | 徴収あり | 徴収あり | 4 ヶ月 | 約 3 ヶ月 |

■例 2

平成 21 年 4 月 1 日入社　⇒　平成 21 年 6 月 29 日退社（Ａさん）

| | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 徴収月数 | 在籍期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 健康保険・厚生年金保険料徴収月 | 徴収なし | 徴収あり | 徴収あり | 徴収なし | 2 ヶ月 | 約 3 ヶ月 |

■結果
Ａさんの標準報酬月額を 20 万円とすると（40 歳未満）
会社負担分（月）＝健康保険（9,240 円）＋厚生年金保険（15,704 円）
＝計 24,944 円　2 ヶ月分とすると **49,888 円の節税**

つまり会社として採用する場合には、月初に入社してもらい、退職するならば月末の前日が有利であるということになります。上記は１名換算ですが、新入社員が多数の場合はかなりの節税となります。

## (2)被保険者になれない人を大いに活用する

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所に勤務している人でも、一定の条件に該当すれば、健康保険及び厚生年金保険の被保険者の適用から外れることになるため、保険料が発生しないことになっています。

健康保険及び厚生年金保険の被保険者の適用条件について以下にあげています。

■被保険者の適用条件について

| 被保険者適用除外 | | 被保険者に該当する場合 |
|---|---|---|
| A 日々雇い入れられる人 | ⇔ | 日々雇いいれられる人が、引き続き１ヶ月を以上使用されることになったとき |
| B 2 ヶ月以内の期間を定めて使用される人 | ⇔ | 2 ヶ月以内の期間を超えて引き続き使用されることになったとき |
| C 季節的業務（4 ヶ月以内）に使用される人 | ⇔ | 継続して 4 ヶ月を超えて使用される見込の人は当初から加入する |
| D 臨時的事業の事業所（6 ヶ月以内）に使用される人 | ⇔ | 継続して 6 ヶ月を超えて使用される見込の人は当初から加入する |
| E 労働時間が正社員の 4 分の 3 未満の人 | ⇔ | 常時雇用関係があり、労働時間が正社員の 4 分の 3 以上の人は加入する |

## (3)正社員を少なく短時間雇用者を多く雇用する

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所に勤務する労働者は、本人の意思とは関係なく、健康保険及び厚生年金保険の被保険者となり、保険料が徴収されます。

ただし、被保険者の適用除外に該当する人を多く使用することによって、それだけ保険料の節税につながります。

■適用除外要件

| |
|---|
| 労働時間等が一般の正社員の労働時間の 4 分の 3 未満の短時間労働者<br>（1 日 6 時間未満　もしくは　月 15 日未満） |

例えば、40 歳未満の人を標準報酬月額 15 万円（賞与なし）で 10 人雇用したとします。勤務形態は 1 日 8 時間で月 20 日とすると、厚生年金被保険者に該当するため、以下の保険料が発生します。

■保険料

| 標準報酬月額 15 万円の場合　健康保険料→7,065 円　厚生年金保険→11,778 円 |
|---|
| ●被保険者 10 名<br>健康保険料＝7.065 円×10 名＝70,650 円（月額）<br>厚生年金保険＝11,778 円×10＝117,880 円（月額）<br>合計：188,530 円 |
| 年間保険料計：2,262,360 円 |

この 10 名の勤務時間を短くして、1 日 6 時間未満もしくは月 15 日未満にすると前述の保険料の節税になります。

## (4)高年齢者を大いに活用する

平成 18 年 4 月に「高年齢者雇用安定法」が改正され、60 歳以降も労働者を雇用すべき義務が企業に課せられました。

ひとくちに 60 歳代といっても人によってはまだまだ活力もありますし、子どもが成人していて家族を養う必要が少ないため、給与を低く抑えることができます。また、長年培った能力があるため費用をかけて育てる必要もありません。

さらに 70 歳以上の人を雇用した場合には、健康保険の被保険者には該当しますが、厚生年金の被保険者にはならないため、社会保険料は半額程度となります。

| | 50 歳代の求人 | 60 歳代の求人 |
|---|---|---|
| 雇用状況 | 正社員 | 嘱託 |
| 家族にかかる費用 | ある | ほぼない |
| 月給 | 45 万円 | 15 万円 |
| 賞与 | 70 万円（年 1 回） | なし |
| 会社負担の年間保険料 | 857,150 円 | 239,616 円 |
| 60 代以降の嘱託を雇用すると年間で 617,534 の節税 | | |

# 2 労働者災害補償保険料の節税対策

## ■ 1 ｜ 事業のやり方を見直す

### (1)メリット制を大いに適用する

労働者災害補償保険料率は、事業の種類ごと、そしてその災害率に応じて決められています。ただし、同じ事業でもその設備や作業環境、災害防止への努力などによって災害の発生率に差が生じます。

メリット制とは、労働災害を防止する為に努力した事業主への特典として、労災の保険料率を下げて保険料を安くしようとするものです。

納付された保険料額等と支給した保険給付等の額の比率に応じて継続事業(一括有期事業を含みます）の場合には保険料率、有期事業の場合は、確定保険料の額を上げ下げします。

ただし、このメリット制は全ての事業に該当するものではありません。継続事業のメリット制を例にその条件をみましょう。

●要件その１

連続する３保険年度中の各保険年度において以下のうちいずれかに該当するもの
①100 人以上の労働者を使用する事業
②20 人以上 100 人未満の労働者を使用する事業であって、災害度係数が 0.4 以上であるもの
③一括有期事業については、各保険年度の確定保険料が 100 万円以上

●要件その２

上記①～③のどれかにあてはまり、かつ連続する３保険年度中の最後の保険年度に属する３月 31 日において、保険関係成立後３年以上経過していること

■例

コンクリート製造業で労働者を 100 人使用した場合において、100 人の賃金が 5 億円とすると保険料が 1000 分の 14 で、保険料総額は 700 万円になります。

災害防止などでメリット制を使うことができ、保険料率が 1000 分の 13 になったとすると、同じ賃金でも保険料は 650 万円となり、50 万円の節税になります。

# Question 資金繰り改善のポイント

## Answer ■まずは、資金繰りの基本を押さえる

資金繰りに苦労する中小企業が増えています。
取引先の倒産による貸倒れや、銀行による貸し渋り等、資金繰りを危うくする要因が多く存在する現代のビジネス社会では、まさに資金繰りの上手下手が企業の存続を左右するといっても過言ではありません。
しかし、一方で多くの中小企業は資金繰りの基本を押さえないまま、毎月の支払いに追われ、当座資金の工面に奔走してしまっている現実があります。
まずは、資金繰りの基本をしっかりと押さえ、外部環境の変化にも耐え得るよう、自社の財務体質を強化する必要があります。
資金繰りを良くするためのポイントは、以下の体系図にまとめてあります。

【資金繰り改善ポイントの体系】

| | | |
|---|---|---|
| **（1）適正利益の確保** | | |
| ①固定費・人件費の削減 | ●広告宣伝費の費用対効果検討<br>●その他経費の削減 | ●接待・交際費の抑制<br>●人件費の削減 |
| ②変動費の抑制 | ●直接材料費の引き下げ<br>●外注単価の引き下げ<br>●値引き・返品の抑制 | ●外注化によるコストダウン<br>●仕入の適正化 |
| **（2）運転資金の圧縮** | | |
| ①売上債権の管理 | ●回収遅延のチェック<br>●回収管理の徹底 | ●回収条件の変化に注意する<br>●売上増加にも注意する |
| ②在庫の管理 | ●デッドストックの排除<br>●季節商品の仕入れに注意する | ●安易な見込み仕入れの防止<br>●実地棚卸の実施 |

## ■適正利益を確保する

資金繰りの基本は、本業でしっかりと利益を確保することです。資金調達の手法をあれこれ駆使して当座の資金を確保したとしても、本業で赤字を垂れ流していては、いずれ資金がショートし、倒産してしまいます。
適正利益を確保するためには、売上を上げるか、費用を抑えるか、二つの方法しかありません。

### ①固定費・人件費の削減

固定費の中でも、利益を圧迫し易く削減も比較的容易なのが、広告宣伝費と接待・交際費です。
広告宣伝費の中には、「これまでずっとやってきたから」といった理由で、費用対効果も考慮せず、惰性で続いているものが数多く存在しています。それが本当に必要なものなのか、かけた費用に対して十分な効果を得られているのか、改めて検討すべきでしょう。

### ②変動費の抑制

変動費の中にも非効率な面が多々あることが予想されます。必要な費用まで抑制してしまい、製品やサービスの質に悪影響を及ぼしてしまっては論外ですが、それ以外のムダについては徹底的に洗い出し、見直しを行う必要があります。
まず、直接材料費ですが、仕入れルートについて検討を加えることも一つの方法です。1 社とだけ取引している場合は相見積りを取ってみる、必要以上に多くの業者と取引している場合は、数社に絞り込んでボリュームディスカウントを試みるなど、検討することが大事です。

# Question 資金調達先の種類とポイント

## Answer ■中小企業が利用できる資金調達先を理解する

資金調達先の種類と方法について知っておくことも、中小企業の経営者にとっては非常に重要です。
主な資金の調達先には、以下のようなものが考えられます。

【中小企業が利用できる資金調達先】

| | |
|---|---|
| （1）金融機関 | ①通常貸付<br>②流動資産担保融資制度<br>③シンジケートローン　　等々 |
| （2）公的融資制度 | ①普通貸付<br>②小企業等経営改善貸付（マル経）<br>③生活衛生貸付　　等々 |
| （3）少人数私募債 | |
| （4）ビジネスローン | |
| （5）補助金・助成金 | ①人材等に関する補助金・助成金<br>②技術・研究開発に関する補助金・助成金 |

### ■金融機関

資金調達先として、中小企業の利用率が最も高いのが金融機関です。保証を付けたり、担保を提供したりして、融資を受ける通常貸付の他に、近年注目を集めている新たな融資の手法として、流動資産担保融資制度やシンジケートローンについて、ポイントを解説します。

**①通常貸付け**

金融機関から融資を受けるにあたって、まず認識しておかなければならないことは、「融資の審査方法が決算書を中心としたものに激変している」ということです。
すなわち、銀行担当者との付き合い方も、それに合わせたものに変えていく必要があります。決算書の説明報告は当然のこと、事業計画、中・長期計画等も積極的に開示し、金融機関における信用格付けに配慮する必要があります。

**②流動資産担保融資保証制度**

売掛債権や棚卸資産を担保とした借入について、保証協会の信用保証を付して資金調達する方法です。
従来は担保になりにくかった流動資産を担保としてくれることが特徴です。

**③シンジケートローン**

シンジケートローンとは、まとまった資金を複数の金融機関から個別に借入することなく金融機関による融資団から同一条件で資金を調達する方法です。
一般的に、中堅企業以上が融資対象になりますが、企業側は財務の効率化が図れること、また金融機関側は取引拡大、リスク分散できるなどのメリットがあることなどから双方に効果が期待でき、近年拡大傾向にあります。